

民間給与の実態

国税庁は毎年、民間給与実態統計調査（税務統計からみた民間給与の実態調査）を公表しています。残念ながら、遅めの統計ですので今年発表されたのは昨年の平成 24 年の 1 年間の給与の統計データです。

平成に入ってから統計データをまとめてみますと次のようになっています。

国税庁一《民間給与実態統計調査—税務統計からみた民間給与の実態調査》

	男性		女性		給与総額
	平均年収	平均年齢	平均年収	平均年齢	
平成元年	4,928 千円	41.6 歳	2,358 千円	40.5 歳	163 兆円
平成4年	5,578 千円	42.4 歳	2,685 千円	41.3 歳	199 兆円
平成9年	5,770 千円	42.8 歳	2,789 千円	42.1 歳	220 兆円
平成14年	5,483 千円	43.4 歳	2,777 千円	43.1 歳	208 兆円
平成19年	5,422 千円	44.2 歳	2,712 千円	43.9 歳	201 兆円
平成23年	5,038 千円	44.6 歳	2,679 千円	44.8 歳	196 兆円
平成24年	5,020 千円	44.9 歳	2,678 千円	45.0 歳	191 兆円

平均年収（給与＋賞与）は男女とも平成 9 年がピークでその後落ち始めています。男性でいえば、平成 9 年は 577 万円という平均給与が 15 年後の平成 22 年には 502 万円と下がっているのに対し、平均年齢は 42.8 歳から 44.9 歳へと上がっています。

つまり、会社で働く人たちの平均年齢は上がっているということです。44 歳以下は若手ということになります。

これは 1 年間勤務した人の給与データを基にした統計です。

単純に言えば、平成元年のバブルの頃から平成 9 年にかけてはそれでも給与が上がり続けていたわけです。そして、日本経済は相当回復したとって消費税を平成 9 年に上げたところ、残念ながら消費税引上げ後大きな落ち込みを経験する事になりました。

現在は平均給与も下がっているなかで来年の 4 月から消費税が再度引上げられます。経済はどのように変わっていくのでしょうか。国は平均給与を引き上げようと大企業に奨励していますが、さて、どのような結果になるのでしょうか。

また、気になるのは国民全体がもらっている給与総額の減少です。ちなみに平成 4 年は 49 百万人の給与所得者で 199 兆円を稼いでいたのですが、平成 24 年は 54 百万人で 191 兆円を稼いでいます。

ゴルフ会員権、売却での損失は控除対象外に

来年の税法改正で「平成 26 年 4 月 1 日以降」のゴルフ会員権の譲渡損失は、他の給与所得や事業所得などから控除出来ないこととなります。

(2013/12/13 付日本経済新聞 朝刊)

2014 年 4 月からゴルフ会員権やリゾート会員権を売って発生した損失は、所得控除の対象でなくなる。損失が出た場合の所得税の負担が増える。

生活に必要とされる資産は売却で損失が出ると、その年の所得から差し引いて所得税を計算できる。その分、納める所得税が少なくなる。

ゴルフ会員権やリゾート会員権もこれまでは所得控除の対象だった。会員権の売却額から取得費などを差し引いて損失が出た場合、所得から差し引けた。

会社員がゴルフ会員権を売って 400 万円の損失が出たとする。もとの課税所得が 700 万円の場合、損失の 400 万円を引いて課税するため、所得税額は約 20 万円で済んでいた。今後、損失を差し引けなくなると税額は約 97 万円となって負担が大きく増える。

ゴルフ会員権やリゾート会員権の売却により生じた損失について、給与所得や事業所得など他の所得との相殺ができなくなります。

購入時より、時価の下がっているゴルフ会員権をお持ちの方は、何らかの検討・対策が必要になるかと思われます。

年末のご挨拶

今年も一年間ありがとうございました。

皆様方のおかげで、事務所も一年なんとか無事に過ごせ新年を迎えられそうです。

来年、消費税引上げをはじめ経済環境も税法の世界もより厳しくなることが予想されます。

事務所の得意分野を研ぎ、お客様のお役に立てればと思いを新たに、

年末のご挨拶とさせていただきます。

よいお年を！

感謝

長 伸幸
長公認会計士事務所一同

